

平成26年

第5回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成26年 11月28日

平成26年第5回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成26年11月28日(金) 15時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会 期 の 決 定
〔 町 長 行政報告 〕
日程第3 承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第4 議案第1号 江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第2号 江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第3号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第4号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第13号)について
日程第8 議案第5号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について
日程第9 議案第7号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第10 議案第8号 平成26年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第11 議案第9号 平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第12 議案第6号 平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第13 議案第10号 平成26年12月1日から同年12月31日の間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

◎ 出席議員(9名)

議		長	打 越 東 亜 夫
副	議	長	室 井 正 行
議		員	薄 木 晴 午
	〃		飯 田 隆 一

〃	小野寺 真
〃	小笠原 淳夫
〃	若山 明廣
〃	大門 和子
〃	小林 栄治

◎ 欠席議員(3名)

議 員	小笠原 満
〃	萩原 徹
〃	折戸 幸博

◎ 出席説明者

町 長	照井 誉之介
副 町 長	田 畑 明
教 育 長	新 木 秀幸
総務財政課 長	澤 口 純一
政策推進課 長	太 田 誠
税 務 課 長	岸 田 礼治
健康推進課 長	高 橋 勝則
町民福祉課 長	清 水 直樹
環境住宅課 長	結 城 孝好
建設水道課 長	大 坂 敏文
追分商工観光課 長	大 杉 則明
農林水産課 長	出 崎 雄司
ひのき荘 長	広 島 良二
学校教育課 長	木 村 晃
社会教育課 長	尾 山 徹
総務財政課総務係 長	竹 内 強

(議会事務局)

局 長	小 田 島 訓
書 記	秋 山 悦子

開 会 15:00

(議長)

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成26年第5回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

次に、本日の議事日程であります。お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、若山議員、小笠原淳夫議員。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

最初に老人ホームひのき荘職員の不適正事務に係る処分についてでございます。去る10月9日の全員協議会でご報告申し上げました、ひのき荘職員の支払い遅延の不適正事務に対し、職員賞罰審査委員会に審議を諮問し、答申に基づきまして、10月24日、事務係長を停職1か月、荘長を減給10%1か月の処分を決定し、直ちに処分辞令を交付致しました。

今回の職員の非違行為は役場職員としての自覚が欠落し、町政への信頼を失い町職員への信用を失墜させる行為であります。取引業者、町民の皆様並びに議員の皆様から心からお詫び申し上げます。今後は再発防止と町行政への信頼回復に町職員一丸となって取り組んで参ります。尚、今回の不祥事に私と副町長につきましてもその監督管理責任により給料を減額する議案を本臨時会に提案する所存でございます。大変申し訳ございませんでした。

次に、暴風雨に伴う災害状況についてでございます。11月3日未明から翌4日にかけて、低気圧による暴風雨が道南地域を襲い、江差町においても3日午前、10時27分に最大瞬間風速31.9mを記録したところでございます。

被害状況でございますが、被害個所と内容は円山第3団地の木柵損壊、江差北中学校グラウンドのバックネット倒壊、江差北中学校駐車場街灯倒壊、豊川町職員住宅区域内街灯倒壊、町道姥神中歌線及び茂尻線のロードヒーティング分電盤倒壊、本町馬坂線のカーブミラーの倒壊、柏団地町営住宅屋根の一部剥離、繁次郎番屋の2棟の屋根一部剥離、北埠頭防塵柵の一部倒壊があったところでございます。これらの町有施設等につきましては、速やかに原状復旧を施し、既存予算内で対応したところです。尚、江差北中学校グラウンドのバックネットにつきましては、対応を協議中でございます。町有地施設等以外では、江差北部地区のビニールハウス数棟の天幕が裂開、海岸町の民家倉庫の屋根一部剥離、姥神町の一時停止標識破損の報告を受けております。

これとは別に、11月13日から14日にかけての暴風雨により、文化会館の塔屋外壁が一部剥離し、飛散防止、被害拡大防止のため、早急に補修を施す必要がありましたことから、専決処分による補正対応とさせていただきますところでございます。以上、暴風によるさい、災害状況についてご報告申し上げますが、幸いにも人的被害はございませんでした。今後も、災害に速やかに対応できる安心安全の町づくりに鋭意努めて参ります。

最後に国道227号線の海側に設置の尾山バス停付近の地盤沈下についてご報告申し上げます。11月7日午前7時頃、国道の維持管理業者が巡回パトロール中、国道227号線の海側に設置されている尾山バス停付近が広範囲に渡り地盤沈下し、防風柵及びバス待合所が傾斜した状態にあることを確認し、各関係機関に通報の上、対応したところでございます。災害が発生したと想定される時刻は、通勤や通学、通院の時間帯でもありましたが、幸い人身事故等の被害報告はなく、また、地盤沈下の範囲が車道部までには至らなかったことから、交通機関への大きな影響には及んでおりません。被害状況につきましては、バス停部分の地盤が最大で1m程度沈下し、付近の道路保護護岸が延長約100mに渡って洗掘され、バス待合所及び防風柵が傾斜し利用不能の状態となったところでございます。災害の要因として、11月3日未明から翌4日にかけての暴風波浪により、道路保護護岸の背面土砂が洗掘されたものと考えられま

すが、道路管理者である北海道開発局江差道路事務所の日常点検時には異常は見られなかったという報告を受けております。交通機能と安全性を確保するため、応急対策としての仮復旧工事が即日から実施されましたが、工事期間中におけるバス利用者等の安全対策に万全を期すため、江差道路事務所及び函館バスの三者における協議のうえ、増永商店横の町道側に設置済みのスクールバスのバス停を臨時バス停として活用し、一部運行ルートの変更を行い対応してきたところでございます。尚、仮復旧工事は11月15日に完了し、現在、尾山バス停は通常どおり利用できる状況となっております。

今後、江差道路事務所において、現地調査の結果を見極め、バス停上屋の新設等を含めた本格的な復旧工事に関する設計や工法等の検討が進められることとなっておりますが、現場付近は過去にも波浪により被災した経験があり、江差町のみならず近隣町にとりましても、重要な幹線道路となっていることから、災害対策に万全を期すよう引き続き要請して参ります。

(議長)

以上で行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町長」

「町長」(提案理由)

承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。第47回衆議院議員総選挙に伴う経費及び暴風被害による江差町文化会館塔屋外壁補修にかかる経費について、11月19日付けを以て専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは説明致します。議案の3ページでございます。予算構成表で説明致します。

1つめは衆議院議員総選挙でございます。内容でございます。12月2日公示の、公示予定の衆議院議員総選挙にかかる経費を専決補正したものでございます。公示前に対応が必要でありますことから、予算計上をしたものでございます。補正額は788万3千円、財源内訳は国庫支出金が787万3千円、一般財源が1万円でございます。歳出の内訳につきましては11ページに報酬以下記載してございます。関連致しまして13ページでございます。13ページは給与費の増減額の明細でございます。13ページのところに、職員手当がございますけれども、これが409万2千円増となるものでございます。

次また3ページの方にお戻り願いたいと思います。2つめは文化会館塔屋外壁補修でございます。これは資料1を添付してございます。内容でございます。ただいまの行政報告でも申し上げました、11月13から14日の暴風雨によりまして、文化会館の塔屋外壁この一部が剥離したものでございます。資料の写真がついてございます。緊急にこれを補修する必要がございました。補正額は20万3千円でございます。財源内訳はその他特定財源、これは建物保険の給付費でございます。これが10万1千円でございます。残りの10万2千円につきましては一般財源でございます。

以上、補正額合計が808万6千円、財源内訳は国庫支出金が787万3千円、その他特定財源が10万1千円、一般財源が11万2千円でございます。一般財源は繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については討論を省略し、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

次に日程第4、議案第1号 江差町特別職の職員で勤務、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第2号 江差町教育委員、委員、教育委員会だな、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第3号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので会議規則第37条の規定により一括して議題と致します。

一括して提案理由の説明を求めます。「町長」

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました議案第1号 江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第2号 江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第3号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。平成26年人事院勧告に基づき手当等の支給について変更する必要性が生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、議案第1号から第3号までご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

はい、それでは説明致します。第1号から第3号まで、条例改正でございますけども、人事院の勧告の資料を配布してございます。資料の2、これをまず簡単に、簡潔に説明したいと思います。まず1つめの給料表でございます。今回の改定率は平均で0.3%の引き上げでございます。平均金額に致しますと、1,070円というくらい、くらいと

言いますか、程の金額でございます。若年層、若い人達、職員に対して手厚くしているというのが今回の特徴でございます。従いまして、4級以上の高い方、号俸の方ですね、それから50歳代の後半の方、職員につきましては引き上げ率が0%いうところもでございます。江差町の給料表、後程説明致しますけども、本則分とそれから独自削減をしている分、二通りでございます。これを後程、説明申し上げます。

それから2つめはですね、通勤手当でございます。片道5km未満、これは据え置きになります。5km以上をそれぞれ5kmごとにプラスしていきまして、100円から7,100円までの引き上げとなることになります。これも後程、資料の方で説明致します。

それから3つめでございます。期末勤勉手当でございます。期末勤勉手当の合計の支給割合を現在の3.95か月分から4.10月分とするものでございます。0.15月分が増となるものでございます。内訳はですね、勤勉手当、この分を0.15か月分増とするものでございます。従いまして26年度、今度の12月につきましては0.15か月分が一括支給されますが、27年度分の勤勉手当につきましては、6月分、これが1/2の0.07月分、それから27年の12月に支給される分につきましては、同じく1/2の0.076か月分、こういうふうに分けられます。尚、特別職につきましては条例改正で説明しますが、勤勉手当を期末手当という名目に置きかえるものでございます。

それから4つめの実施時期でございます。給料表と通勤手当は平成26年4月1日に遡ります。これで実施するという事になると。それから期末勤勉手当につきましては、平成26年12月1日の基準日を以て実施しますと、いうことになります。で、資料のですね、冒頭書いてますけれども、今回の人勸(人事院勧告)の分につきましては民間給与との格差等に基づく給与改定でございます。もう1つ今回の人事院勧告はですね、2段階になってございます。もう1つは給与制度の総合的な見直しをするということになってございます。これにつきましては、27年の4月の1日からの施行予定でございます。従いまして今回の改正はしないで、3月の定例会で予定ということになってございますので、よろしくひとつお願い致します。

これが改正の概要でございます。議案の方に参ります。議案の第1号 江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案の16ページでございます。資料は3でございます。内容は町長、それから副町長の期末手当を年間3.95か月から4.10月分、これに変更するものでございます。内容は先程説明したとおりでございます。

それから、議案第2号、これは江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは議案の18ページでございます。これは資料4も添付してございます。内容は教育長の期末手当を、同じく3.95月から4.10月に増とするものでございます。内容は町長、副町長と同様の内容でございます。

それから3つめ、議案第3号でございます。これは20ページでございます。資料の5でございます。江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては先程資料の方で説明しましたように、給料表の改正、これが平均で0.3%の引き上げになります。給料表は21ページをご覧いただきたいと思います。これが先程言いましたように本則分です。正規の分ということになります。これと別に24ページ、これが現在独自削減をしている給料表、附則の分でございます。従って、二通りの改正をするということになります。それから、2つめは通勤手当でございます。先程言いましたように、5km以上から、5kmごとにそれぞれ金額が値上げすると、いうことになります。それから3つめ、期末勤勉手当でございます。内容は先程説明しましたけれども、特別職と違いまして、期末勤勉手当の今回の増の分については全て勤勉手当ということになります。実施時期でございます。給料表、通勤手当、先程言いましたように、26年の4月1日に遡及するということになります。それから、期末勤勉手当は、今年26年の12月1日の基準日で実施しますと、いうことになります。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号 江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第2号 江差町教育委員会教育長の給与の、給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第3号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第4号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第4号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、江差町中心市街地商業活性化調査事業など7事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ758万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,194万2千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「総務財政課長」

総務財政課長。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは説明致します。議案の29ページ、予算構成表で説明致します。

1つは、議会費から教育費までの7つの款がございますけども、これの補正でございます。事業名は職員人件費でございます。先程説明致しました給与の条例改正に伴いまして、補正をするものでございます。今回の補正は人勸分、それから人事異動等による調整を行ったものでございます。42ページのですね、大変お手数ですが42ペ

ージの給与費明細書、これで説明した方が分かりやすいかなというふうに思っています。これは特別職と一般職の増減の内訳でございます。一般職の給料と職員手当の増減、43ページですね、これを記載しておりますけども、人勧による影響額がトータルしますと631万6千円という増になります。これは人勧による引き上げによる増ということでございます。それから人事異動等による減がございます。マイナスの、トータルしますとマイナスの402万8千円になります。この差引が228万8千円でございます。これに共済費、左の方に出ていますけれども、42ページに出ていますけれども、共済費が54万3千円というふうに出ています。これをプラスします。それから上の方に特別職の補正というのがございます。22万補正していることになってございます。これをトータルしますと、今回補正額の305万1千円というふうになると、いうことになります。補正額は305万1千円で、全額一般財源ということになります。

それから2つめでございます。事業名が町有地測量でございます。これは資料の6を配布してございます。内容です。豊川町166番地の3、平米数が255.33平米ございますけども、これを売却に向け土地の境界、これを確定するための測量を行うものでございます。補正額は52万3千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

3つめでございます。国民健康保険費特別会計繰出でございます。これにつきましては国保会計で支払いする職員人件費3名分、これが人勧により増額することになります。従いまして一般会計からこの分を繰出するものでございます。補正額は21万4千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

4つめでございます。事業名が介護保険特別会計繰出でございます。介護保険で支払いする職員人件費5名分のうち、人勧による増額分、それと人事異動等による減額分、これを調整し一般会計の繰出を、部分を減額補正するものでございます。補正額はマイナスの80万7千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

それから5つめでございます。事業名が江差町中心市街地商業活性化調査事業補助でございます。これは資料の7、配布してございます。内容につきましては先の全員協議会で説明しております。調査事業費の補正のお願いの内容でございます。資料7のとおり、事業費が707万円、失礼しました、770万円。それから事業概要は記載のとおりでございます。補正額は294万7千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

それから6つめでございます。事業名が道路照明管理でございます。これは資料8を配布してございます。内容は腐食劣化により撤去した街路灯につきまして、安全確保のため速やかに新設する必要がございます。設置個所は資料のとおり南が丘3か所でございます。補正額は74万6千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

それから7つめでございます。事業名が公共下水道事業特別会計繰出でございます。下水道会計で支払いする職員人件費2名分のうち人勧による増と、それから人事異動等による増減分を調整し、一般会計の繰出を補正するものでございます。補正額

は91万1千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

以上合計しますと、総額が758万5千円、財源内訳は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「室井議員」

「室井議員」

2点質問致します。簡潔にまずいきたいと思います。

まず1点目は財産管理費。これ、土地を売却するにも確定測量がなかったら売却できないということになってですね、当然測量費かけて確定して販売すると、こういうことになりますね。これはですね、私もう何年も前から言ってきたことなんですよ。実は皆さんは認識して貰いたいんですが、江差警察署の前の土地。何年前から広報に載せて販売してました。何年前から。あれ実際、買うっていう時にですね、確定測量もやってないの私が入って販売促進したんですよ。で買って貰いました。実際の面積小さくなりましたよね。これとんでもないことです。とんでもないことじゃないですか。江差町の広報使って、土地が正確でないものを公に何年も続けて出していた。そういうね、要するにまずい経過を踏まえて、確定測量きちんとして販売すると。これはまだ、町長もしっかり聞いて貰いたいけど、豊川町の公営住宅いっぱいありますね。空き家、職員住宅含めて。職員住宅ですか。ああいうのどうするんですか。江差町中に災害、風が出るたびに屋根が剥がれるとかなりますね。土地を売って、建物もですね、町が解体して、お金掛けるなど。私の持論です。解体して売れない建物、土地ありますね。つい最近も250万か(そのぐらい)で解体した南が丘の職員住宅、売れてますか。売れてませんよね。民間だったらそのまま買って使い方考えますよ。そういう方法に切り替えて行って貰いたいし、12月議会、3月議会に向けてですね、町は販売するとき、販売っていうのか、ただ売って利益を得るってことでないですよ、私は。それを利用していろんな定住人口を確保する、子育て支援のためにもそういうものを何か特例、右の町、右左の町が、と同じようなことじゃだめなんです。江差町独自のものを考えて行って、そういう方向にして貰いたい。そういう考え方があるのかないのか、12月3月、私質問しますよ。この件に関しては。だからちょっとその考え方聞きたい。

2点目。商工業振興費。これあれですか、調査費で770万。とんでもない大きい金額ですね。過去にも例ある。コンサルに委託して何もならないような例が最近もある。何かあったんですか、委託かけてその続きがこう、連動していくっていうものは、ものは無い。何か絵描いて終わり。こういうやり方はもう止めて貰いたい。それでまず、端的に

聞きたい。この事業の発注方法。いいですね。それと、議会との関わり。議会にどういう段階で、議会と協議するか、この関わり。それと、成果品はどの程度要求するのか。絵は要らない。それには事業を明確に謳ってですね、事業費も入れる。そして常に国なり道の制度を、そういういい制度があったら、次適用できるようなそういう方法を考えるか、どうなのか。具体的なものがあるのかないのか。ただ、やってください、だけじゃだめだ。皆さんの方がね、もっと江差町の実情分かって知恵がある筈だ。敢えて委託するということはですね、成果品をただ形だけ綺麗に作ればいいというものではない。具体的にですね、財政規律を考えながらやらなくてはならない。これから地権者とも、利害関係者、受益者とも、負担の問題もある。今から苦しいことを出してしまう。後になってから後悔しないようにちゃんとそれを出しなさいっていう、そういう発注の仕方をしなくてはならないと思いますけど、考え方について伺います。

(議長)

はい。そうしたら最初に「総務財政課長」、次に「追分商工観光課長」、次に「町長」。はい、順番。

いいから、最初は(総務)財政課長。答えて。順番通り、質問した順番を言ってるんだよ。財政課長が先にやりなさい。その次、追分商工観光課長だろう。

一番先に住宅。だけど違う、この土地のことから入ってる。ただの住宅だけ(のこと)じゃないよ、今の質問は。土地だよ、土地が入ってるんだ。こっちも土地が入ってるのか。そうか、ああ、分かった。

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

はい、私の方からお答え致します。ご指摘あったことについてはですね、真摯に受け止めてございまして、あくまでも町が公募で土地を販売する場合について当然、測量して、確定測量してからですね、販売するのが基本でございまして。その辺は今後十分ですね、整備しながら進めて参りたいなど。で、特に市街地につきましてはですね、確定測量しなければならない土地が多々ございまして。そういう意味では、当然、確定測量した後に公売していくということが基本でございまして、その部分について今後検討しながら進めて参りたいと。で、ご指摘ありました今回の補正予算の方に上程した部分につきましては、総務財政課長も仰ったとおり、ここも建物付きで販売したいということの経過ございました。しかしながら先般、いわゆるその、住宅等建てたいということで希望がございました。そういう意味で、確定測量しなければ販売できないということが明らかなものですから、で、公道も含まれます。という意味で、今後のトラブルにならない形で、確定測量を52万ほど補正に今回上程させていただきました。ということで、以外のこの土地についてもかなり、財産もございましてけれども、それは計画的にこの数

年ですね、前から継続した土地の販売も含めて、なかなか売れない状況もございますけれども、大体5～6件程度、物件は毎年スピーディーに販売してございます。なかなか売れない部分もございますけれども、今後27年に向けてですね、確定測量含めた形で公売に向けて積極的に進めて参りたいと、ということで考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

(議長)

はい、次「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

はい。今調査事業についてでございますけれども、この調査事業につきましてはですね、ビルの解体事業と連動した調査という部分が入っているということをまず、ひとつご理解いただきたいというふうに思っております。併せまして法華寺通り商店街のファサード等、商店街の活性化のための調査というものも一緒に含まれておりますが、中身的には2つの事業が含まれてるということでございます。あくまでもビル解体に伴いましては、この調査事業を抜きにしてはまず該当していただけないという部分もございましたので、先にこれを進めて参りたいということが本音でございます。また今ご指摘ございましたとおり、補助金、失礼しました、この事業につきましては調査事業というのは、事業主体が商工会ということでございますので、商工会が執行する調査事業に対して町が助成をしていく、自己負担分を町が助成していくというものでございます。でございますので、成果品につきましては当然、町も見させていただきますが、あくまでも執行者は商工会ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。絵に描いた餅にならないようにということでございますので、当然そのとおり進めて参りたいと思っております。これで検討したものにつきましてはこれで終わるということではなくてですね、次年度以降のまた経産省の改めた事業の項目がございます。この調査をやっているわけですね、この調査に出てきた事業につきましては、やるやらない別ですけども、やるとなった場合につきましてはですね、また3分の2の助成の対象となる事業に項目が載ってくるということでございますので、有利な可能性があるということも踏まえてですね、この調査を実施していきたいというふうに思っております。あの、決してこれやりっぱなしで終わるというような認識はございません。併せて、事業自体はですね、年度内に終わる予定でございますが、商工会さんの方とも協議しながらですね、検討委員会を立ち上げて、これが実際に実になる調査、プラス併せた検討委員会の中での計画立てを進めて参りたいなというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければというふうに思います。以上です。

(議長)

はい。「室井議員」

「室井議員」

分かっているんだよ。うん。いや分かっているんだよ、俺は。ね、当然、跡地の活用計画考えないで解体に補助金出すところって、どこもありません。分かっています。それで私言いたいのは、そこだけに限定するなということ。考えていくのは。あの場所がですね、江差町の中心市街地の中でどういう位置づけをして、次の事業に連動させることまでちゃんと頭に入れてやって欲しいと、こういうことなんですよ。当然そういうふうなことになりますよね。これで終わり、だったら何も無い。できない。それともう1つは、今から、課題があることあったら今から出さない。後で課題出てきたもの、これ当然処理するのが難しい。今から問題点があったら速やかに出して公にしてやった方がいいと。これが2点目です。そういうことでまず、いいですね、そういうことだと思いますけども、それについて。

それと、結城課長さんだな、答弁したの。でもね、結城課長さんの問題じゃないんだ、これ。ね。俺はね、町の財産を売って町にお金入ると。売却した費用とか、そんなこと言っているんじゃないんだよ。入らなくてもいいんだよ。そこ活用させる。町の政策として、若い人達に何とかする、余所から来る人に何とかしたい。子育て支援のためにこういうふうにしたいたいとか、そういうのに連動していけばいいっていう考えですから。1回にね、全部測量だって大変だろうと思うけども、計画的に、そういう測量して町で処分する、その方法を考えておいて、計画的にやっていくべきでないかと思うんですけど、私の考え間違っていたら間違っていたではっきり言って下さい。

(議長)

はい。最初に「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

室井議員仰るとおりだと思っております。江光ビルの解体したら、これでこの地域がさっぱり綺麗になるんだって、当然、(そういった)話ではないので、上町の商店街全体がどのような商店街づくりをしていくのかと、というような大きな課題に向かってですね、検討委員会も協議していただければならないだろうなというふうな認識でおります。まだまだ老朽化した建物もございますし、それを取り壊した後、じゃ、どのようなまちづくりをしていくのか、商店街をどんな方向に向かって行くのか、どういう特徴を持っていくのか、いうことにつきましても十分議論しながらですね、大きな目標を持って進めていかなければならないという認識は同じだと思っております。よろしく申し上げます。

(議長)

はい、「副町長」

「副町長」

それではあの、最初に江光ビルや商業振興の関係をお答え致します。

当然ピンポイントの部分だけの整備ではないということ、勿論そうでございますし、前回市街地活性化の、実はコンサル委託もした部分、庁内検討委員会も立ち上げて提言までした訳でございます。こちらについては、担当課長のみならず全課で年度末までに、いわばかもめ島周辺の拠点の整備で27年度からソフト事業も含めて動き出せるものの、これから検討に入ることも考えてございます。つまり、トータルとして上町、いにしえ、かもめ島、そういった1つのラインの中での整備は、勿論考えなければならないということで思ってますし、併せて今回のこの商業の活性化の関係については、大きな実は事業展開になるだろうというふうに思ってますので、議会の方とはきちっとした事前の協議含めて、やらせていただきたいなどこのように思っています。

それから、財産管理の部分で少しだけお答えしますが、江差警察署の隣の用地、それから今回確定測量するこの建物付きの用地、室井副議長を仲介しながら実は、取り進めが現実のものになった訳でございます。あの、後半に室井副議長仰ったように、政策的な町有地の使い方、単なる土地の価格を決めて誰かいませんかとこういう形だけではなかなか販売にこぎつけないと、こういう現状もございまして、これから地方創生ではないですけども、いろんな空き家対策等も含めた中で前向きに検討して参りたいと、このように思っています。よろしく申し上げます。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

うん。いや、ちょっと待つて。あの質問じゃない、あのね。

(議長)

「室井議員」

「室井議員」

今、はい。あの、すみません。あの、大杉課長に言うからね。今、旧鉄口旅館さん、民間事業者買収して、今解体入りますね。年内にもう入ります。それでですね、あそこの最高責任者が地域貢献したいって話してくれました。このお祭りの時、8月11日の日。だからそういう事業者とも協議して、やっぱり力を借りて一緒にですね、そういう民

間ともやるっていう姿勢をやって(見せて)貰いたいなど。さっき商工会が事業主体だって、こう言っていました。分かりますよ。でも商工会にそれ以上負担かけなくてもいいです。町がきちんとそういう判断に基づいて、そういう民間の事業者とも協議して、橋本町から円山通りまで、ずっと江差停車場線の商業振興を考えて貰いたいと思います。よろしいですか。答弁あったら言って下さい、簡潔でいいですから。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

あの、今仰られました業者さんとも事務協議をさせていただきながら、まちづくり全体ということで、今後商業の活性化ということで取り進めをして参りたいと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。

議案第4号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第5号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、日程、日程第9、議案第7号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、日程第10、議案第8号 平成26年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第11、議案第9号 平成26

年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、関連がございますので会議規則第37条の規定により一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町 長」

「町 長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、議案第5号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、並びに議案第7号、第8号の各特別会計補正予算について、並びに議案第9号 平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、平成26年人事院勧告に伴う手当等の改正によるもの、及び人事異動等に伴う人件費の増減による補正予算となっております。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、議案第5号並びに議案第7号から第8号、9号まで、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」。5号から8号まで。それぞれずっと説明(して)、終わって下さい、最後まで。はい。

「総務財政課長」(補足説明)

はい。特別会計でございますけども、人勧関係の分でございますので、私の方から説明致したいと思います。企業会計の方だけは担当課長の方からということでお願いします。

まず、議案第5号でございます。国民健康保険費特別会計の補正でございます。議案の47ページからでございます。事業名が職員人件費でございます。一般会計同様、人事院勧告による給与条例改正によりまして、補正をするものでございます。先程説明しましたように職員3名分の人勧に伴う増でございます。57ページ、給料明細書、増減の明細を付けてございます。給料が2万1千円、職員手当が13万9千円、これに共済費5万4千円の合計21万4千円が補正となるものでございます。財源は全額その他特定財源、いわゆる一般会計からの繰入金ということになります。

次に議案の7、ですね。73ページでございます。介護保険特別会計、保険事業勘定の補正でございます。同じく職員人件費でございます。人事院勧告によりまして条例改正によりまして増額ということになります。これも給与明細書で説明したいと思います。83ページでございます。職員5名分の人件費で、83ページに給料がマイナスの58万になってございます。それから、職員手当が同じくマイナスの28万4千円、これに共済費がプラス5万7千円、そうすると合計がマイナスの80万7千円と、こう減額補正となるものでございます。財源は全額その他特定財源、一般会計からの繰入金ということに

なります。

次に議案の8でございます。公共下水道事業特別会計の補正でございます。これは議案の87ページでございます。職員人件費でございます。これも職員2名分の人件費でございます。これも給与明細、97ページをお開き願いたいと思います。97ページのところに給料が67万9千円と、それから職員手当がマイナスの5万3千円、これに左の方に書いてます共済費28万5千円、これをプラスすると91万1千円と、増額となるものでございます。財源は全額その他特定財源、一般会計からの繰入金でございます。私からは以上でございます。

(議長)

はい、次に議案第9号。

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

私の方からは平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。議案の100ページをお開きください。100ページに平成26年度江差町水道事業会計予算実施計画書が記載されております。実施計画書では営業費用、収益的支出項目の営業費用でございます。一般会計と同様、人事院勧告による給与条例改正により、職員2名分の人件費が増額となるものでございます。給与明細につきましては100ページの下段、給与費明細書をご参照ください。改定後につきましては、給料が2万、手当が10万9千円、法定福利費が3万5千円、計16万4千円の補正をお願いするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

はい。以上で提案理由の説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議ありませんので、議案第5号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第7号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第8号 平成26年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第9号 平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第6号 平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町 長」

「町 長」(提案理由)

議案第6号 平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、後期高齢者保険料過年度還付金の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,803万1千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上

議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

議案の61ページをお開きください。予算構成表で説明致します。保険料過年度還付についての補正でございます。後期高齢者医療保険料については、保険料額に減額があった場合、保険料決定から2年を経過したものについては、変更することができませんでしたが、保険者である北海道後期高齢医療広域連合会から通知がございまして、この制度が始まった平成20年度まで遡り取り扱うことになりました。このことにより、遡って還付する保険料について不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。財源は全額北海道後期高齢者医療広域連合会から補てんされるものを充当するものであります。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議案第6号 平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第10号 平成26年12月1日から同年12月31日の間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町長」

「町長」(提案理由)

議案第10号 平成26年12月1日から同年12月31日の間における町長並びに副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。先程行政報告で申し上げました、ひのき荘職員の支払い遅延の不適正事務に際し、取引業者の方々や町民の皆様にはただいま、多大なるご迷惑、そして町政への不安を与え信頼を損ねたことにつき町長としてのその責任の重大さに鑑み、職員の事務を監督すべき立場にある副町長と共に、給与1か月を10分の1減額する条例をご提案申し上げるものでございます。改めて取引業者の方々、町民の皆様、並びに議会の皆様に対し深くお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号 平成26年12月1日から同年12月31日の間における町長及び副町

長の給与の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で本臨時会に付議された案件は全て議了致しました。
これで会議を閉じます。
平成26年第5回江差町議会臨時会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

閉 会 16:00